

連携が、より良いケアを、地域をつくる。

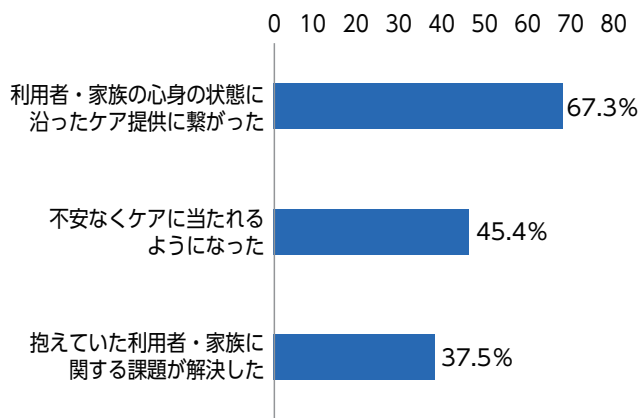
## 連携の現状

訪問看護ステーション・療養通所介護事業所と介護・障害福祉サービスは、各制度に基づき連携しながら支援を行っています。訪問看護ステーションや療養通所介護事業所が、他サービスと協力することで、急な体調変化への迅速な判断・適切なケアの実施、看取り期の医療的支援・家族への日常的なケアの提供等、利用者や家族が安心して生活できる環境を整えています。

訪問看護ステーション（療養通所介護事業所）が介入していないケースでも、相談を受けた事のある訪問看護ステーション（療養通所介護事業所）は約6割でした。

しかし、情報共有がしづらいついた課題等が指摘されていますので、より積極的な連携が求められています。

### ●心身の状態の変化があった事例 介護職員が訪問看護師に相談して得られた効果 BEST3



当リーフレットの連携とは…平時における小さな変化や困りごと、現状をどうするのか判断が求められるような事象を共有・相談できること

## 連携で支える、 これからのケア

訪問看護ステーション・療養通所介護事業所と介護・障害福祉サービスの連携の効果は、介護・障害福祉サービスでは、利用者・家族の安心感の増加、ケアの質の向上、職員の不安軽減、職員のモチベーションの維持があり、訪問看護ステーション・療養通所介護事業所では、提供するサービス等の質の向上、在宅医療に必要な連携を担う拠点としての役割の発揮、関係性構築による新規利用者の獲得、従事者の職務満足度の向上等があります。

2040年を見据えて、みなさんの現場での連携をさらに深めることが重要です。

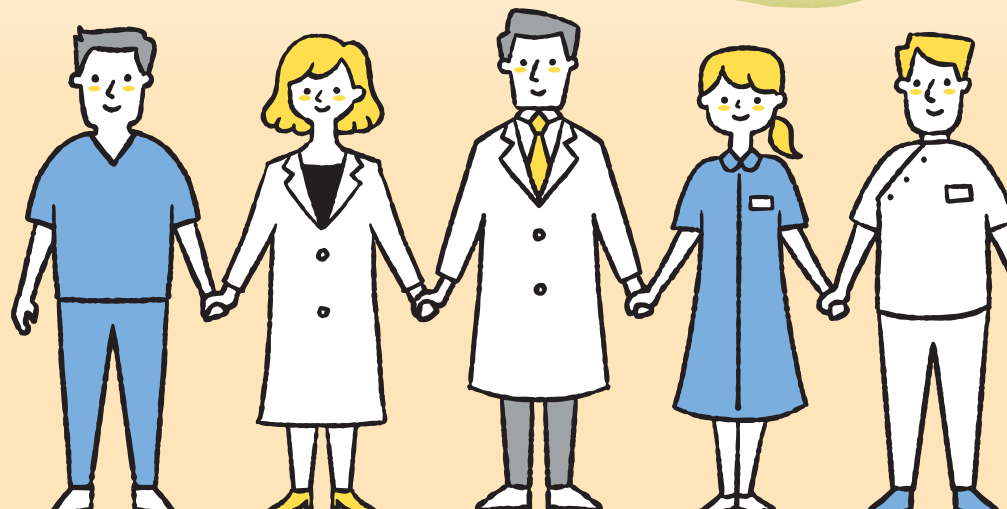
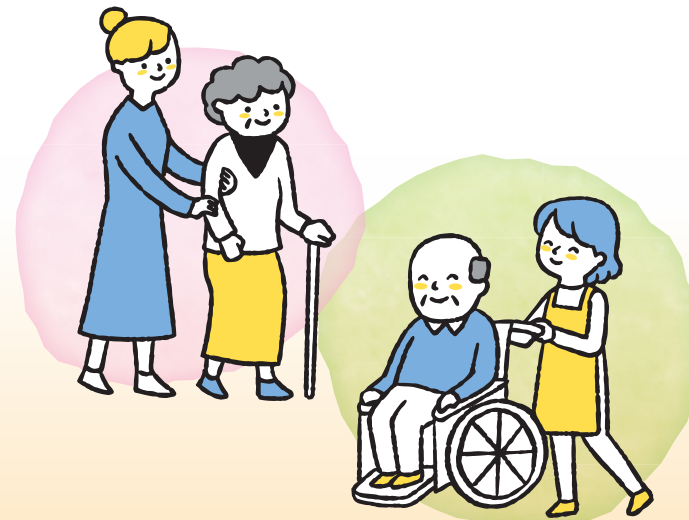
### お問い合わせ

発行 2025年3月31日  
発行者 公益財団法人 日本訪問看護財団  
〒150-0001 渋谷区神宮前 5-8-2  
日本看護協会ビル 5F  
TEL : 03-5778-7001  
FAX : 03-5778-7009  
URL : [https://www.jvnf.or.jp/katsudo/kenkyu/2024/r6\\_renkei-leaflet.pdf](https://www.jvnf.or.jp/katsudo/kenkyu/2024/r6_renkei-leaflet.pdf)

本リーフレットは、令和6年度 厚生労働省老人保健健康増進等事業「訪問看護及び療養通所介護の役割と他サービスとの連携体制構築に関する調査研究事業」の結果を元に作成しています。詳しくは、財団ホームページをご覧ください。

## 訪問看護ステーション・ 療養通所介護事業所と介護・ 障害福祉サービスの 連携の重要性

～安心して暮らせる地域社会のために～



## 1 連携の効果

### 【介護・障害福祉サービスにとっての効果】

#### ◆利用者・家族の安心感の増加

訪問看護が支援的に関わることで、急な体調変化時も迅速な対応が可能。

利用者・家族の希望を踏まえた看取り期の支援が充実し、家族の負担が軽減。

#### ◆ケアの質の向上

訪問看護師と介護職員等の多職種が協力し、適切なケアを提供。

療養通所介護では、長時間のケアを通じて利用者の健康状態を細かく把握でき、最適なケアを提供するための起点に。

#### ◆介護サービスや障害福祉サービスを提供する職員の不安軽減

訪問看護師が適切な助言・サポートを行うことで、介護職員の医療的ケアや利用者・家族の状態の理解が進み、サービス提供における不安を軽減。

医療ケアが必要な場面での対応力が向上し、職員の負担が軽減。

#### ◆職員のモチベーションの維持

多職種で支え合う環境が整い、安心して業務に取り組める。訪問看護師からのフィードバックにより、介護職員が自らの仕事に価値（専門性）を感じやすくなる。

### 【訪問看護ステーション・療養通所介護事業所にとっての効果】

#### ◆事業所が提供するサービス等の質の向上

利用者等の支援における共通目標を共有しやすくなり、情報連携がスムーズに。

#### ◆在宅医療に必要な連携を担う拠点としての役割の発揮

退院に向けた医療機関との共同指導、ターミナルケア等の機能や役割、事業所間の連携、業務効率化等の役割を発揮できる。

#### ◆相談元との関係構築

必要に応じて医師や家族等との調整の結果、訪問看護の介入に至ることも。

#### ◆従事者の職務満足度の向上

多職種と連携し訪問看護にあたることで、自身が実践したいと考える訪問看護の実践につながる。

## 2 連携の要素

より効果的な連携を実現するために、以下の要素が重要です。

### 職業倫理を重視し相互理解を醸成する人材育成

利用者等の意思を尊重したケアを実現（職業倫理感）するという共通目標を重視し、他職種（職域）との相互理解（互いへの敬意）を深め、心理的安全性が提供できる関りができる管理者も含めた人材の育成

### 理念の共有など管理者のトップメッセージ

地域において利用者等を支援することは多職種連携が前提という管理者のトップメッセージ

### 顔が見える関係性

直接的にコミュニケーションが図れる機会を大事にし、顔が見える関係性を築くことの意識

### 相談しやすい体制の構築と周知

相談が可能であること周知するとともに円滑な情報連携を可能とするICTの活用

### 既存資源を活用した平時からの繋がりの構築

災害時に備えた体制整備など平時からの取組が求められる機会を活用した繋がりの構築

## 3 連携促進の方策

### 地域レベルでの具体的方策

- ・地域にある各サービス間を相互に訪問する仕組みを構築
- ・介護職・看護職の連携に関する教育カリキュラムの統一
- ・医療介護の連携に係る方針等を整備し共通理念を持って事業運営できる環境の整備
- ・多職種連携を促進するための事業者交流会等を定期的に開催
- ・ICTを活用した地域における情報連携基盤の整備
- ・医療介護に係る相談応需体制（平時から気軽に相談できる体制の構築）の整備
- ・複数の事業所が合同で研修や訓練を開催できるよう促進

### 事業所レベルでの具体的方策

- ・倫理観や法的実践を振り返るカンファレンスの充実
- ・訪問看護ステーション間における交流の機会
- ・相互理解を促進する研修等の提供
- ・事例検討会などサービス提供を振り返る機会を設け、連携による価値ある経験を共有
- ・法人や事業所の理念、事業運営方針として多職種連携の重要性を掲げ、トップメッセージとして管理者自身が実践し、組織の意識を変容
- ・自治体等が提供する研修会等、地域の事業者が顔を合わせ交流する機会を活用
- ・出前講座、イベント等を通じた地域連携
- ・他の事業者と顔を合わせる際に「いつでも相談が可能である」ことを周知
- ・相談や情報連携を効率的に行うため、ICTの活用を前向きに検討
- ・運営推進会議等、既存の枠組みを活用した横の繋がりを構築

